

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		令和5年9月30日					
宇治市宇治琵琶33		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
		宇治市長 松村 淳子					
		電話番号: 0774-20-8726					
主たる業種	行政	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2年度～令和4年度を基準値として、令和8年度までに %の削減を目標とする。						
計画を推進するための体制	市長を統括責任者とする環境管理事務局が中心となり、地球温暖化対策を推進する。各部署等においては所属長及び環境推進員が中心となって地球温暖化対策等に繋がる取り組みを進める。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	13,770.6 トン	13,590.8 トン	12,753.7 トン	11,923.5 トン	-7.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	13,611.7 トン	13,589.5 トン	12,752.4 トン	11,922.2 トン	-6.3 パーセント	
	目標の根拠	2024年度策定予定の本市地方公共団体実行計画(事務事業編)における目標値を2030年度までに2013年度比で46%削減することを検討しており、各年度と					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	オフィス等	事業活動に伴う排出の量 (職員数)	9.70	9.57	8.98	8.40	-7.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	原単位は引き続き職員数で算出することとし、計画上は、令和4年度実績値である1420人が継続するものとして算出した。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	25 パーセント	50 パーセント	75 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	施設改修時の高効率機器及び再生可能エネルギー関連設備の導入、各施設のZEB化を進める。					
	令和6年度	施設改修時の高効率機器及び再生可能エネルギー関連設備の導入、各施設のZEB化を進める。					
	令和7年度	施設改修時の高効率機器及び再生可能エネルギー関連設備の導入、各施設のZEB化を進める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの設定。公共交通機関の利用促進。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	1.3 トン	1.3 トン	1.3 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合計	1.3 トン	1.3 トン	1.3 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	緑のカーテン事業、地域での環境講演会、小学生を対象とした環境学習、宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議の活動、環境啓発に関するイベント開催、市民向け電気自動車充電スポットの設置、家庭向け太陽光設備に関する補助金、ZEH導入補助金、環境管理制度導入補助金、小学生向けゼロカーボンツアーの実施、エコ・アクション・ポイントによる啓発						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。